

議案第62号

令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第11条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を以下のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市上下水道料金等 徴収業務委託	令和元年度から 令和6年度まで	321,970千円

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為が出来る事項、限度額及び期間を定める。

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益
かすみがうら市 上下水道料金等 徴収業務委託	千円 321,970		千円	令和元年度から 令和6年度まで	千円 321,970	千円 321,970